

熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(素案)に関するパブリックコメント等の結果について

1 意見募集期間 平成26年12月25日～平成27年1月24日
(NPO法人説明会 平成27年1月13日実施)

2 意見募集結果の公表日 平成27年2月16日

3 ご意見の提出状況

- (1) ご意見を提出された方の人数 7名
- ・パブリックコメント 5名
 - ・説明会 2名
- (2) ご意見の件数 8件
- ・パブリックコメント 6件
 - ・説明会 2件

(3) 意見内訳

質問の内容	件 数
制度全体（導入）に対するご意見	2件
基準に対するご意見	2件
事務手続きに対するご意見	1件
制度以外に対するご意見	3件

4 提出されたご意見とそれに対する本市の考え方 別紙のとおり（P2～3）

【対応1（補足修正）】 0件

ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの

【対応2（既記載）】 1件

既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの

【対応3（説明・理解）】 0件

市としての考えを説明し、ご理解いただくもの

【対応4（事業参考）】 4件

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事柄として今後の参考とするもの

【対応5（その他）】 3件

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの

熊本市条例個別指定制度に関する説明会 意見結果

1 日 時 平成27年1月13日 17時～18時

2 会 場 ウェルパル大会議室

3 参加者数 36名（21法人）

4 ご意見 （2件）

○ 指定制度の導入で、認定にチャレンジしやすい環境が整えられることになるが、認定を取得すると事務作業が増加する。指定においては事務作業が少なくて済むような仕組みづくりを検討してもらいたい。

○ 自治会や社協との連携ができれば自分たちも張り合いがでて、活動の活性化に繋がると思う。行政はNPO法人への支援以外でも、もっと地域に出て地域活動の現状や課題を把握してほしい。

5 制度に対する質問（15件）

○活動に関する基準について（1号基準）

・活動の範囲について・・・・・・・・・・・・・・・・1件

○支持に関する基準について（1号基準）

・寄附の考え方に関する事・・・・・・・・・・・・3件

・ボランティアの考え方に関する事・・・・・・・・1件

・法人以外からの支持（協働等）に関する事・・・・1件

○法人事業報告書や運営状況等情報の閲覧（5号基準） 1件

○法令違反に関する事（7号基準）・・・・・・・・1件

○実績判定期間について・・・・・・・・・・・・1件

○税制優遇について・・・・・・・・・・・・5件

○熊本県の指定制度について・・・・・・・・・・・・1件

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
制度全体	新しい公共の目的達成には眠っている個人資産を流動化させる思い切った施策が必要。個人にとって大きなメリットとステータス、心の満足を満たすようなものとして「新しい公共」への寄附を提案すべき時だと思う。熊本モデルが日本のモデルになるようなユニークで思い切った効果のある条例を大変期待している。	指定制度の導入は、新しい公共の担い手であるNPO法人に対して、市民の寄附を促すと共に、法人が寄附を受けやすくなる環境を整備し、活動のより一層の活性化を図ることを目的としております。今後、本制度の周知を図りながら、実効性の確保に努めてまいります。	4
	熊本市の基準案は、地方においてNPO法人を運営する者にとって、認定申請への動きを加速させる大きなきっかけづくりになると思われる。 また、認定取得による税制優遇は、寄附者に対して大きな決断を促すものと思われ、財政難に苦しむNPO法人運営当事者として大いに期待したい。	指定制度の導入は、新しい公共の担い手であるNPO法人に対して、市民の寄附を促すと共に、法人が寄附を受けやすくなる環境を整備し、活動のより一層の活性化を図ることを目的としており、認定申請へのステップになるものと考えています。	4
基準	熊本市の水源になっている山などで植林・育林活動をおこなっているが、このような活動についても寄附金の対象になればと思う。	活動に関する要件については、市民が直接的に利益を得られるものから、活動の対象が「熊本市民」ではなくても、熊本市や熊本市民の評価を高めるような、間接的に利益を得られるものまで幅広く捉えるものとしております。	2
	第4条2号イの規則で定める基準のうち、寄附者に関する基準が低すぎるのではないかと。イベントで参加費の名目を変えれば容易に達成できてしまう。	法人以外からの支持に関する基準については、アンケート調査結果をもとに熊本市条例個別指定制度検討委員会で協議したものです。 なお、基準審査にあたっては、制度の信頼性を損なわないよう、確認の手法も含めて運用について検討してまいります。	4

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
事務手続き	指定制度の導入で、認定にチャレンジしやすい環境が整えられることになるが、認定を取得すると事務作業が増加する。指定においては事務作業が少なく済むような仕組みづくりを検討してもらいたい。	指定の対象を、熊本市長が所轄庁のNPO法人としているため、制度の運用において既に熊本市に提出されているものがあれば、書類の提出を省略する等、NPO法人の事務負担が軽減されるよう検討してまいります。	4
制度以外	寄附に関する条例制定の動きがでてきているのは良いが、NPO法人側だけでなく、寄附する側の意識を変えていくための動きも合わせて考えてもらいたい。	指定制度の導入を契機として、NPO法人への信頼や期待など市民の気運を高め、更なる市民公益活動の推進に努めてまいります。	5
	自治会や社協との連携ができれば自分たちも張り合いがでて、活動の活性化に繋がると思う。行政はNPO法人への支援以外にも、もっと地域に出て地域活動の現状や課題を把握してほしい。	市民協働の推進において、NPO法人など市民活動団体の皆さまとの連携は重要なものと認識しており、今後もその強化に努めてまいります。	5
	熊本市内に主たる事務所があり、10年以上に亘って100人以上の会員を有し、毎事業年度の所轄庁への報告や法務局への変更登記も確実にしている法人は特別枠で認定NPO法人として扱ってもらいたい。	認定基準については特定非営利活動促進法に定められた制度です。 本制度により、NPO法人を条例で制定することによって認定への移行を促進してまいります。	5